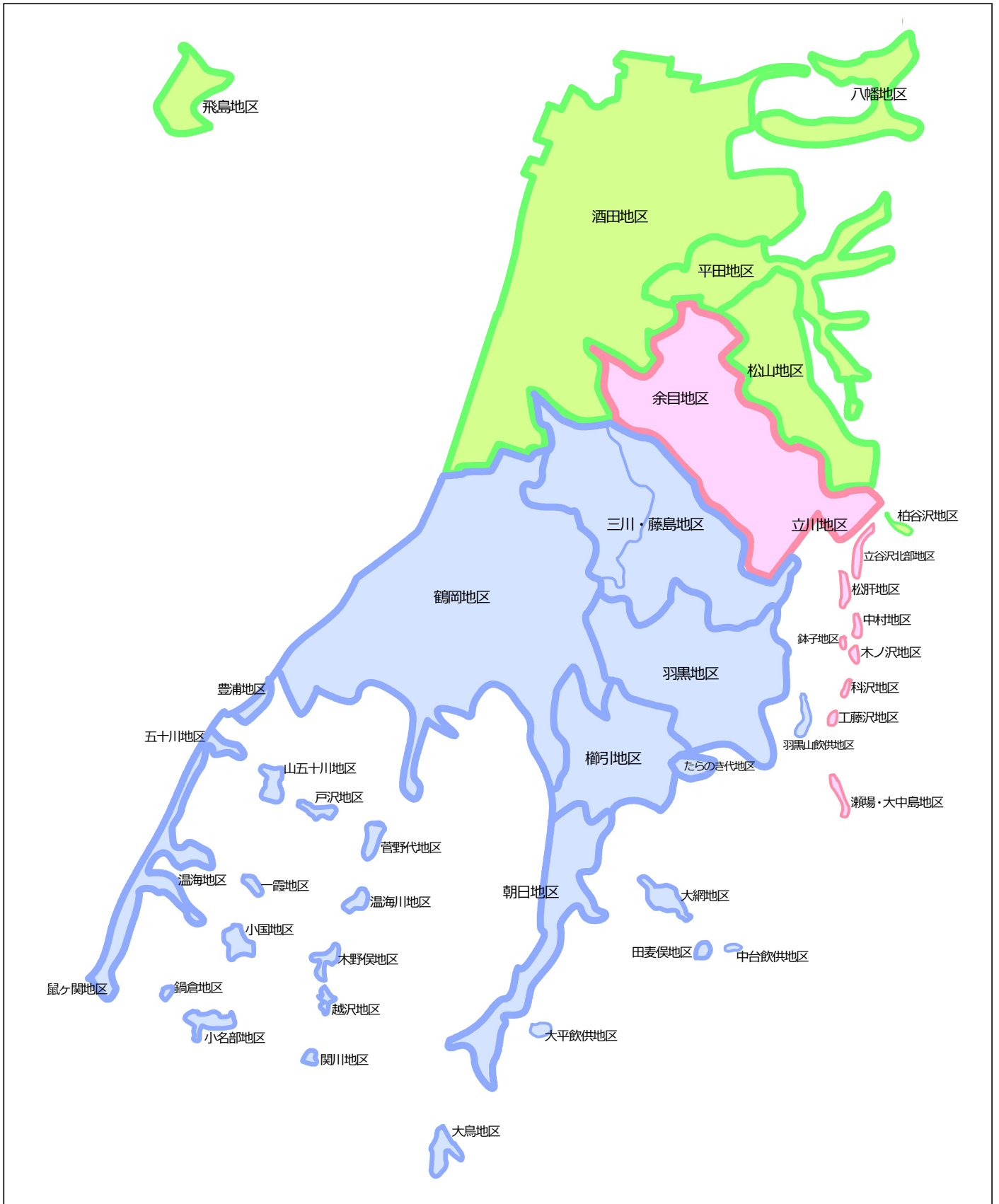


令和8年度 水質検査計画

庄内広域水道企業団

【 給水区域図 】



令和8年度 水質検査計画

《 はじめに 》

水質検査計画は、水質検査の適正化を確保するために、水道法令等に基づき、検査地点、検査項目、検査頻度などを定めたものです。

水道法令等では、水質検査がどのように行われているかを広く知っていただくため、毎年、水質検査計画を策定し、公表することが義務づけられています。また、水道水の水質管理の一層の充実と強化を図るため、水質基準等の逐次改正が行われています。

庄内広域水道企業団では、安全で清浄な水道水を供給するために、水源から蛇口まで定期的に水質検査を行い、水道水質の保全に万全を期しています。

目 次

	ページ
1. 水質検査の基本方針	1
2. 水道事業の概要	2
3. 給水区域及び水源の状況	2
4. 水質検査項目と検査頻度	6
5. 検査地点	7
6. 水質検査方法及び委託の区分	12
7. 水質検査結果の公表	12
8. 水質検査結果の評価	12
9. 水質検査の精度と信頼性確保	13
10. 放射性物質の検査	13
11. 関係者との連携	13
別紙 水質検査項目、検査頻度、採水箇所	14
図1 定期検査地点位置図	19
図2 毎日検査地点位置図	21

1. 水質検査の基本方針

庄内広域水道企業団では、水道法令等に基づき、次のとおり水質検査を行います。

(1) 検査地点

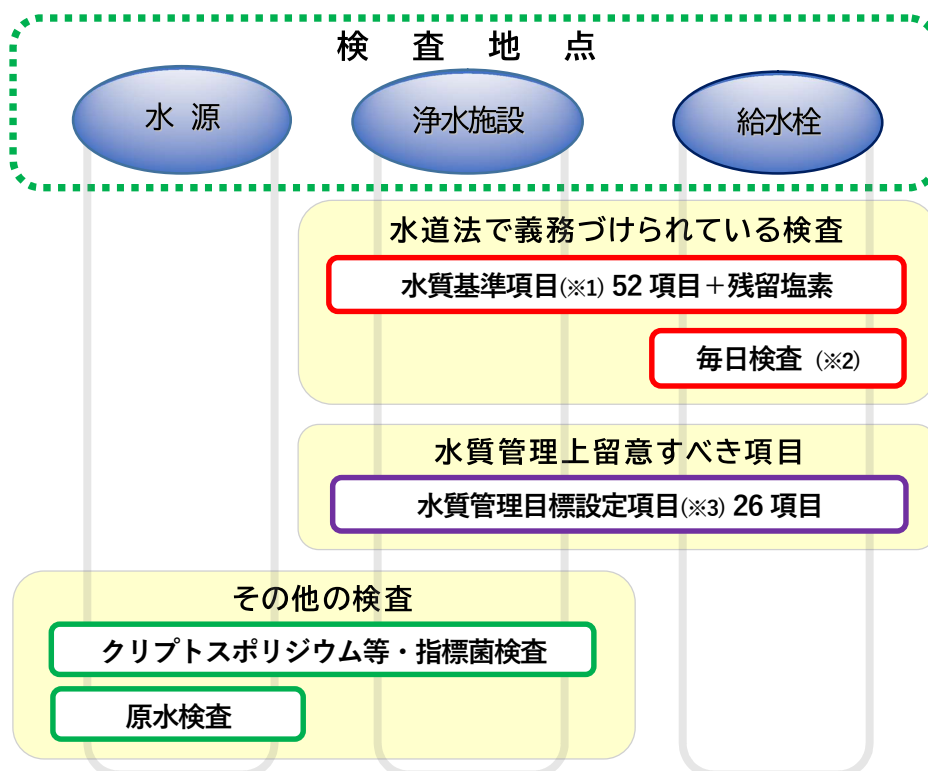
検査地点は、浄水施設や配水系統を考慮し、給水区域全域に設定します。

(2) 検査項目

- ① 水道法で検査が義務づけられている水質基準項目（※1）及び毎日検査項目（※2）。
- ② 将来にわたり、水質の安全性を確保するために検査することが望ましいとされている水質管理目標設定項目（※3）及びその他の項目。

(3) 検査頻度

- ① 水質基準項目については、水道法で定めるとおり検査を行います。
- ② 毎日検査項目については、給水栓（水道利用者の蛇口）の水道水を対象として、1日に1回の検査を行います。
- ③ 水質管理目標設定項目及びその他の項目については、一部の項目を除いて水質基準項目の検査頻度に準じて検査を行います。



※1 水質基準項目：基準値以下で供給することが法令で義務づけられている52項目

※2 毎日検査項目：毎日検査することが法令で義務づけられている3項目（色、濁り、消毒の効果）

※3 水質管理目標設定項目：水質基準項目に準じ、水道水質の管理上、留意すべきとされる26項目

2. 水道事業の概要

令和8年度から、鶴岡市、酒田市、庄内町の水道事業が統合し、計画給水人口は229,413人、計画1日最大給水量は113,596 m³とする庄内広域水道事業がスタートしました。これからも水源や浄水施設の統廃合など事業の見直しを行いながら、より効率的な事業運営に努めるとともに、安全で良質な水道水を供給していきます。

(1) 給水状況（令和6年度決算書より）

	鶴岡市(※)	酒田市	庄内町	計
給水人口	122,237人	92,805人	18,910人	233,952人
普及率	99.8%	99.7%	99.6%	99.7%
給水戸数	51,657戸	42,060戸	7,046戸	100,763戸
年間総給水量①	15,621,904 m ³	11,024,471 m ³	2,409,151 m ³	29,055,526 m ³
1日最大給水量	46,397 m ³	33,224 m ³	8,305 m ³	87,926 m ³
1日平均給水量	42,800 m ³	30,204 m ³	6,600 m ³	79,604 m ³

※ 三川町は、鶴岡市の給水区域に含まれます。

(2) 山形県庄内広域水道用水供給事業からの受水量（令和6年度）

	浄水施設	年間受水量(m ³)②	受水割合②÷①
鶴岡市	朝日浄水場	13,848,046	88.6%
庄内町	〃	2,073,387	86.1%
酒田市	平田浄水場	6,217,721	56.4%
計		22,139,154	76.2%

3. 給水区域及び水源の状況

(1) 鶴岡市

地域等	給水区域	水源種別	処理方法	処理能力(m ³ /日)	水質管理上留意すべき項目
鶴岡	下記を除く地区	広域水道	※2	72,602	※3
		地下水(深井戸) (鶴岡水源 ※1)	塩素消毒	10,000	農薬類
	三瀬、小波渡	地下水(深井戸) (豊浦水源)	塩素消毒	1,200	農薬類

地域等	給水区域	水源種別	処理方法	処理能力 (m ³ /日)	水質管理上 留意すべき項目
羽 黒	羽黒山を除く地区	広域水道	※2	6,483	※3
	羽黒山 (飲料水供給施設)	湧水	塩素消毒	91	濁り 耐塩素性病原生物
櫛 引	下記を除く地区	地下水 (山添水源)	塩素消毒	2,170	農薬類、濁り 耐塩素性病原生物
	黒川、松根、宝谷、 田代、馬渡、桃平	広域水道	※2	1,591	※3
	たらのき代	地下水	紫外線照射 +塩素消毒	100	農薬類、濁り
朝 日	大平、中台及び下記 を除く地区	広域水道	※2	2,990	※3
	大網	湧水	紫外線照射 +塩素消毒	180	濁り
	大鳥	湧水	紫外線照射 +塩素消毒	54	
	田麦俣	湧水	塩素消毒	55	耐塩素性病原生物
	中台 (飲料水供給施設)	湧水	逆浸透膜ろ過 +塩素消毒	149	濁り 耐塩素性病原生物
	大平 (飲料水供給施設)	湧水	膜ろ過 +塩素消毒	17	濁り
温 海	下記を除く地区	伏流水+地下水 +表流水+湧水 (温海第1~5水源)	急速ろ過 +塩素消毒	3,502	濁り 耐塩素性病原生物
	鼠ヶ関	地下水	紫外線照射 +塩素消毒	1,005	農薬類、濁り
	五十川	伏流水	紫外線照射 +塩素消毒	180	
	山五十川	湧水	紫外線照射 +塩素消毒	259	
	戸沢	湧水	紫外線照射 +塩素消毒	118	濁り
	菅野代	伏流水	紫外線照射 +塩素消毒	57	農薬類、濁り
	温海川	伏流水+表流水	膜ろ過 +塩素消毒	67	農薬類
	一霞	湧水	紫外線照射 +塩素消毒	52	濁り

地域等	給水区域	水源種別	処理方法	処理能力 (m ³ /日)	水質管理上 留意すべき項目
温 海	小国	伏流水+地下水	紫外線照射 +塩素消毒	112	農薬類、濁り
	木野俣	湧水	紫外線照射 +塩素消毒	139	農薬類、濁り
	越沢	湧水	紫外線照射 +塩素消毒	144	
	関川	伏流水	紫外線照射 +塩素消毒	59	
	小名部	伏流水	紫外線照射 +塩素消毒	142	
		鍋倉	湧水	紫外線照射 +塩素消毒	14
藤 島 三 川	全地区	広域水道	※2	12,596	※3

(2) 酒田市

地域等	給水区域	水源種別	処理方法	処理能力 (m ³ /日)	水質管理上 留意すべき項目
酒 田	飛島を除く地区	表流水（最上川） +広域水道	急速ろ過 +塩素消毒	72,943	農薬類、濁り 耐塩素性病原生物
	飛島	表流水（ダム水）	急速ろ過 +活性炭 +塩素消毒	315	濁り、消毒副生成物 耐塩素性病原生物
八 幡	全地区	伏流水（升田水源）	紫外線照射 +塩素消毒	436	農薬類、濁り
平 田	全地区	広域水道	※2	2,178	※3
松 山	下記を除く地区	広域水道	※2	2,789	※3
	柏谷沢	地下水	膜ろ過 +塩素消毒	21	農薬類

(3) 庄内町

地域等	給水区域	水源種別	処理方法	処理能力 (m ³ /日)	水質管理上 留意すべき項目
余 目	全地区	広域水道	※2	13,438	※3
立 川	片倉、清川	地下水（立川水源）	塩素消毒	1,186	農薬類、濁り 耐塩素性病原生物
	狩川、三ヶ沢	地下水（立川水源） + 広域水道	塩素消毒	-	農薬類、濁り 耐塩素性病原生物
	瀬場、大中島	湧水	膜ろ過 + 塩素消毒	47	農薬類
	工藤沢	湧水	膜ろ過 + 塩素消毒	15	
	科沢	湧水	膜ろ過 + 塩素消毒	23	
	木ノ沢	湧水	膜ろ過 + 塩素消毒	35	
	中村	地下水	膜ろ過 + 塩素消毒	21	
	鉢子	地下水	塩素消毒	17	農薬類、濁り 耐塩素性病原生物
	松肝 (松野木、肝煎)	地下水	塩素消毒	42	農薬類、濁り 耐塩素性病原生物
	立谷沢北部	地下水	膜ろ過 + 塩素消毒	54	農薬類

※1：災害時等における予備水源です。

※2：広域水道供給元である山形県企業局が浄水処理（急速ろ過+塩素消毒）を実施します。ただし、蛇口での残留塩素濃度を水道法で定められた値（0.1mg/l以上）に維持するため、必要に応じて広域水道水に追加して塩素消毒を行います。

※3：原水及び浄水処理に係る水質管理は、広域水道供給元である山形県企業局が行います。

4. 水質検査項目と検査頻度

(1) 定期検査（水質基準項目、水質管理目標設定項目）

①水質基準項目【別表1】

ア) 検査項目

- ・ 浄水、給水栓 52項目 原水 39項目

イ) 検査頻度

- ・ 一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度は、月に1回検査します。
- ・ 総トリハロメタンは、最上川を水源とする小牧浄水場系で月に1回、その他の検査地点で年に4回検査します。
- ・ シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromokロロメタン、臭素酸、トリクロロ酢酸、ブromोजクロロメタン、ブromオホルム、ホルムアルデヒドは、年に4回検査します。
- ・ カドミウム、鉛、ヒ素、鉄、ナトリウム、マンガン及びその化合物、カルシウム・マグネシウム等（硬度）、蒸発残留物は、過去の検査結果から年に1～4回検査します。
- ・ ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールは、カビ臭の原因となる藻類の発生状況に応じて、年に4回検査します。
- ・ ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）は、年に4回検査します。なお、広域水道区域については、供給元の検査結果が基準値の5分の1（10ng/L）以下である場合、検査回数を年1回に軽減します。
- ・ 上記以外の項目については、過去の検査結果から3年に1回まで緩和できるものもありますが、安全確認のため、年1回の検査を実施します。
- ・ 水質基準は、原水に適用されませんが、水源水質を把握するため、消毒により生成する項目、PFOS・PFOA、味を除く39項目の原水検査を年1回実施します。

②水質管理目標設定項目（浄水、給水栓、原水）【別表2-1、2-2、2-3、2-4】

ア) 検査項目

- ・ 浄水、給水栓については、26項目中、検査対象外の2項目、水質基準項目に含まれる6項目を除く18項目について実施します。なお、農薬類は、周辺地域の水田、園地等で使用される薬品を調査し、実情に応じた項目を選定して実施します。また、広域水道から受水している区域については、県企業局で農薬類検査を実施するため省略します。
- ・ 原水については、消毒により生成する5項目と水質基準項目に含まれる6項目及び農薬類を除く14項目について実施します。

イ) 検査頻度

- ・ 年1回実施します。

(2) 毎日検査（色、濁り、残留塩素濃度）【別表3】

水道法により1日1回以上検査することが義務づけられている項目です。毎日検査項目については、1日1回検査します。

(3) その他の項目【別表4】

クリプトスポリジウム等の対策として必要な検査を実施します。

5. 検査地点

(1) 定期水質検査（水質基準項目、水質管理目標設定項目）

給水栓（水道利用者の蛇口）51地点、浄水（浄水場出口）2地点、原水（水源）41地点の合計94地点とします。【図1】

① 給水栓（水道利用者の蛇口）51地点 鶴岡市（32地点）

《 鶴岡地区 》3地点	《 温海地区 》15地点
ア) 高坂配水場系 中山給水栓、東目給水栓	タ) 温海浄配水場系 湯温海給水栓、模代給水栓
イ) 豊浦浄水場系 堅苔沢給水栓	チ) 鼠ヶ関水源系 鼠ヶ関給水栓
《 羽黒地区 》3地点	ツ) 五十川水源系
ウ) 南部配水池系 押口給水栓	五十川給水栓
エ) 手向高区配水池系 手向給水栓	テ) 山五十川水源系 山五十川給水栓
オ) 羽黒山水源系（飲料水供給施設） 羽黒山給水栓	ト) 戸沢水源系 戸沢給水栓
《 櫛引地区 》3地点	ナ) 菅野代水源系 菅野代給水栓
カ) 広域配水場系 黒川給水栓	ニ) 温海川水源系 温海川給水栓
キ) 山添水源系 上山添給水栓	ヌ) 一霞水源系 一霞給水栓
ク) たらなき代水源系 たらなき代給水栓	ネ) 小国水源系 小国給水栓
《 朝日地区 》7地点	ノ) 木野俣水源系 木野俣給水栓
ケ) 中入配水場系 熊出給水栓	ハ) 越沢水源系 越沢給水栓
コ) 上野山配水場系 上田沢給水栓	ヒ) 関川水源系 関川給水栓
サ) 大鳥水源系 大鳥給水栓	フ) 小名部水源系 小名部給水栓
シ) 田麦俣水源系 田麦俣給水栓	ヘ) 鍋倉水源系 鍋倉給水栓
ス) 大網水源系 大網給水栓	《 藤島・三川地区 》1地点
セ) 中台水源系（飲料水供給施設） 中台給水栓	ホ) 大口配水場系 添川給水栓
ソ) 大平水源系（飲料水供給施設） 大平給水栓	

酒田市（9地点）

《 酒田地区 》 4 地点	《 平田地区 》 2 地点
ア) 小牧浄水場+新山受水場系 浜中給水栓	オ) 平田第1受水池系 小林給水栓
イ) 新山受水場系 六ツ新田給水栓、宮野浦給水栓	カ) 平田第2受水池系 飛鳥給水栓
ウ) 勝浦浄水場系 勝浦給水栓	《 松山地区 》 2 地点
《 八幡地区 》 1 地点	キ) 松山受水場系 成興野給水栓
エ) 升田水源系 常禅寺給水栓	ク) 柏谷沢水源系 柏沢給水栓（戸沢村）

庄内町（10地点）

《 余目地区 》 1 地点	カ) 木ノ沢水源系 木ノ沢給水栓
ア) 笠山受水場系 ガス供給所給水栓	キ) 中村水源系 中村給水栓
《 立川地区 》 9 地点	ク) 鉢子水源系 鉢子給水栓
イ) 立川水源系 清川給水栓	ケ) 松肝水源系 肝煎給水栓
ウ) 瀬場水源系 大中島給水栓	コ) 立谷沢北部水源系 生操沢給水栓
エ) 工藤沢水源系 工藤沢給水栓	
オ) 科沢水源系 科沢給水栓	

② 浄水（浄水場出口）2地点

《 鶴岡市 》 1 地点
鶴岡浄水場（予備水源）
《 酒田市 》 1 地点
小牧浄水場

③ 原水（水源）41地点

鶴岡市（27地点）

《鶴岡地区》1地点
豊浦水源
《羽黒地区》1地点
羽黒山水源
《櫛引地区》2地点
山添水源、たらのき代水源
《朝日地区》5地点
大鳥水源、田麦俣水源、大網水源、中台水源、大平水源
《温海地区》18地点
温海第1・2、第3、第4・5水源、鼠ヶ関水源、五十川水源、山五十川水源、戸沢水源、菅野代水源、温海川第1、第2水源、一霞水源、小国第1、第2水源、木野俣水源、越沢水源、関川水源、小名部水源、鍋倉水源

酒田市（4地点）

《酒田地区》2地点
小牧浄水場水源、勝浦浄水場水源
《八幡地区》1地点
升田水源
《松山地区》1地点
柏谷沢水源

庄内町（10地点）

《立川地区》10地点
立川水源
瀬場水源
工藤沢水源
科沢水源
木ノ沢水源
中村水源
鉢子水源
松肝水源（松野木水源、肝煎水源）
立谷沢北部水源

(2) 毎日検査(色、濁り、残留塩素濃度)

次の給水栓(水道利用者の蛇口) 86地点とします。【 図2 】

鶴岡市 (48地点)

《 鶴岡地区 》 12 地点	
ア) 高坂配水場系	のぞみ町、宝町、谷定、中山、加茂、由良、少連寺、辻興屋、湯野浜、茨新田、東目
イ) 豊浦水源系	堅苔沢
《 羽黒地区 》 5 地点	
ウ) 南部配水池系	押口、中川代
エ) 手向高区配水池系	下川代、手向
オ) 羽黒山水源系(飲料水供給施設)	羽黒山
《 櫛引地区 》 3 地点	
カ) 広域配水場系	松根
キ) 山添水源系	下山添
ク) たらなき代水源系	たらなき代
《 朝日地区 》 10 地点	
ケ) 中入配水場系	越中山、熊出
コ) 上野山配水場系	下名川、行沢、倉沢
サ) 大鳥水源系	大鳥
シ) 田麦俣水源系	田麦俣
ス) 大網水源系	大網
セ) 中台水源系(飲料水供給施設)	中台
ソ) 大平水源系(飲料水供給施設)	大平
《 温海地区 》 15 地点	
タ) 温海浄配水場系	鈴(五十川)、槇代
チ) 鼠ヶ関水源系	鼠ヶ関
ツ) 五十川水源系	五十川
テ) 山五十川水源系	山五十川
ト) 戸沢水源系	戸沢
ナ) 菅野代水源系	菅野代
ニ) 温海川水源系	温海川
ヌ) 一霞水源系	一霞
ネ) 小国水源系	小国
ノ) 木野俣水源系	木野俣
ハ) 越沢水源系	越沢
ヒ) 関川水源系	関川
フ) 小名部水源系	小名部
ヘ) 鍋倉水源系	鍋倉
《 藤島・三川地区 》 3 地点	
ホ) 大口配水場系	砂塚、須走、土口

酒田市（25地点）

《 酒田地区 》 16 地点	
ア) 小牧浄水場+新山受水場系	浜中、ゆたか、入船町、十里塚、丸沼、福岡
イ) 新山受水場系	宮野浦、六ツ新田、古湊町、大平、牧曽根、新出、塚淵、千代田
ウ) 勝浦浄水場系	法木、中村
《 八幡地区 》 2 地点	
エ) 升田水源系	常禅寺、下黒川
《 松山地区 》 2 地点	
オ) 松山配水場系	成興野
カ) 柏谷沢水源系	柏沢
《 平田地区 》 5 地点	
キ) 平田第1配水場系	山元、小林、北俣、中野俣
ク) 平田第2配水場系	石橋

庄内町（13地点）

《 余目地区 》 1 地点	
ア) 笠山受水場系	跡
《 立川地区 》 12 地点	
イ) 立川水源系	片倉、清川、三ヶ沢、千本杉
ウ) 瀬場水源系	大中島
エ) 工藤沢水源系	工藤沢
オ) 科沢水源系	科沢
カ) 木ノ沢水源系	木ノ沢
キ) 中村水源系	中村
ク) 鉢子水源系	鉢子
ケ) 松肝水源系	肝煎
コ) 立谷沢北部水源系	生操沢

(3) その他の項目

① 指標菌検査（クリプトスポリジウム汚染のおそれを判断するために実施）

クリプトスポリジウム等対策指針に基づいて、すべての水源（原水）を対象に指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）検査を年1～12回実施します。

② クリプトスポリジウム等検査

過去に指標菌が検出された水源のほか、必要に応じて実施します。

③ 臨時の水質検査

次のような状況が発生し、水道水が水質基準値に適合しない恐れがある場合は、必要な対策を講じるとともに、臨時の水質検査を実施します。

- (ア) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (イ) 水源に異常があったとき。
- (ウ) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行したとき。
- (エ) 浄水処理の過程に異常があったとき。
- (オ) 配水管などの水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (カ) その他、特に必要があると認められるとき。

6. 水質検査方法及び委託の区分

(1) 検査等の方法

- ① 水質基準項目、水質管理目標設定項目の検査については、水質基準に関する省令に基づき定められた検査方法により検査を行います。
省令に記載されていない項目については、上水試験方法(日本水道協会)等により検査を行います。
- ② 採水及び試料の運搬については、「水質検査・管理業務等委託積算要領」(日本水道協会)により実施します。

(2) 委託の区分

- ① 水質基準項目、水質管理目標設定項目(残留塩素を除く)、その他の項目については、水道事業者または法定委託の受託事業者が、水質検査体制、緊急時の対応、採取試料の運搬手段などについて総合的に判断し選定した水道法第20条第3項の規定による国土交通大臣登録検査機関に委託して検査を行います。
- ② 毎日検査については、給水区域内86箇所の水道利用者に委託して検査を行います。

7. 水質検査結果の公表

水質検査計画は、毎事業年度の開始前に策定し、ホームページで公表します。
また、それに基づいて実施した検査結果についても、随時ホームページで公表します。

企業団ホームページアドレス <https://www.shonai-suido.jp/>

8. 水質検査結果の評価

水質検査結果については、検査地点ごとに水質基準値等と比較し、水質基準に適合しているか確認します。また、その結果をもとに検査項目、検査地点及び検査頻度等を精査し、必要に応じて次年度の水質検査計画に反映します。

9. 水質検査の精度と信頼性確保

(1) 精度管理

登録検査機関における内部精度管理及び外部精度管理の実施状況を把握し、適正な精度管理が行われていることを確認します。

(2) 外部認証機関による認証

登録検査機関におけるISO(※4)や水道GLP(※5)などの認証の取得及び更新の状況を確認することにより、検査結果に対する信頼性の確保に努めます。

(3) 現地調査

水質検査の業務管理状況について確認するため、必要に応じて登録検査機関への日常業務確認調査を実施します。

10. 放射性物質の検査

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の放射性物質漏洩事故による水道水への影響を継続的に調査するとともに、安全性を確認するため、厚生労働省が定める「水道水中の放射性物質のモニタリング方針」及び「水道水等の放射能測定マニュアル」に基づき、放射性物質の検査を行います。

なお、継続して実施している水道水中の放射性物質検査結果については、山形県のホームページ(<https://www.pref.yamagata.jp/>)で公表しています。

11. 関係者との連携

(1) 水質事故等が発生した場合またはその恐れがある場合には、国や県、登録検査機関などと連携して、適切に水質検査を行い原因究明に努めます。

(2) 水源において水質汚染事故が発生した場合、最上川水系水質汚濁対策連絡協議会や山形県企業局等の関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応を行います。

※4 ISO(国際標準化機構):電気及び電子技術分野を除く全産業分野に関する国際規格です。ISO審査機関の審査によって認証された状態を、ISO認証取得といいます。

※5 水道GLP(優良試験所規範):水質検査機関による検査結果の信頼性確保を目的として、公益社団法人日本水道協会によって策定された認定規格です。国際規格であるISO9001とISO/IEC17025の要求事項を参考にしながら、分析や試験が適正に実施されたことを証明できる基準を定めたものであり、管理上の要件と技術的要件から構成されています。日本水道協会による厳正な審査を経て認定されます。

別表 水質検査項目、検査頻度、採水箇所

【別表1】 水質基準項目（水道法第4条）

番号	分類	項目	単位	基準値	検査頻度（回/年）			検査頻度備考
					給水栓	浄水	原水（※1）	
1	病原微生物	一般細菌	個/mL	100以下	12	12	1~12	法令に基づき月1回の検査を行う項目
2		大腸菌	—	検出されないこと	12	12	1~12	
3	金属類	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003以下	1~4	1	1	過去の検査結果等から頻度を定めて行う項目
4		水銀及びその化合物	mg/L	0.0005以下	1	1	1	
5		セレン及びその化合物	mg/L	0.01以下	1	1	1	
6		鉛及びその化合物	mg/L	0.01以下	1~4	1	1	
7		ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01以下	1~4	1	1	
8		六価クロム化合物	mg/L	0.02以下	1	1	1	
9	無機物	亜硝酸態窒素	mg/L	0.04以下	1	1	1	法令に基づき3ヶ月に1回の検査を行う項目
10	消毒副生成物	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01以下	4	4	1	
11	無機物	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10以下	1	1	1	過去の検査結果等から頻度を定めて行う項目
12		フッ素及びその化合物	mg/L	0.8以下	1	1	1	
13	有機物	ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0以下	1	1	1	
14		四塩化炭素	mg/L	0.002以下	1	1	1	
15		1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	1	1	1	
16		シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	1	1	1	
17		ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	1	1	1	
18		テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	1	1	1	
19		トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	1	1	1	
20		ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	mg/L	和として0.00005以下	1~4（※2）	—	—	
21	ベンゼン	mg/L	0.01以下	1	1	1		
22	消毒剤・消毒副生成物	塩素酸	mg/L	0.6以下	4	4	（※3）法令に基づき3ヶ月に1回の検査を行う項目	
23		クロロ酢酸	mg/L	0.02以下	4	4		
24		クロホルム	mg/L	0.06以下	4	4		
25		ジクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	4	4		
26		ジブロモクロロメタン	mg/L	0.1以下	4	4		
27		臭素酸	mg/L	0.01以下	4	4		
28		総トリハロメタン	mg/L	0.1以下	4~12	4~12		
29		トリクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	4	4		
30		プロモジクロロメタン	mg/L	0.03以下	4	4		
31		プロモホルム	mg/L	0.09以下	4	4		
32		ホルムアルデヒド	mg/L	0.08以下	4	4		
33	金属類	亜鉛及びその化合物	mg/L	1.0以下	1	1	1	過去の検査結果等から頻度を定めて行う項目
34		アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2以下	1	1	1	
35		鉄及びその化合物	mg/L	0.3以下	1~4	1	1	
36	無機物	銅及びその化合物	mg/L	1.0以下	1	1	1	過去の検査結果等から頻度を定めて行う項目
37		ナトリウム及びその化合物	mg/L	200以下	1~4	1~4	1	
38	金属類	マンガン及びその化合物	mg/L	0.05以下	1~4	1~4	1~12	法令に基づき月1回の検査を行う項目
39	その他	塩化物イオン	mg/L	200以下	12	12	1	
40	無機物	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	300以下	1~4	1~4	1~12	過去の検査結果等から頻度を定めて行う項目
41		蒸発残留物	mg/L	500以下	1~4	1~4	1	
42	有機物	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2以下	1	1	1	カビ臭の原因となる藻類の発生時期に月1回以上行う項目
43		ジェオスミン	mg/L	0.00001以下	4	4	1~4	
44		2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001以下	4	4	1~4	
45		非イオン界面活性剤	mg/L	0.02以下	1	1	1	過去の検査結果等から頻度を定めて行う項目
46		フェノール類	mg/L	0.005以下	1	1	1	
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	3以下	12	12	1~12	法令に基づき月1回の検査を行う項目	
48	その他	pH値		5.8以上8.6以下	12	12		1~12
49		味		異常でないこと	12	12		—
50		臭気		異常でないこと	12	12		1
51		色度	度	5以下	12	12		1~12
52		濁度	度	2以下	12	12	1~12	

検査は全て水道法第20条第3項の規定による検査機関に委託します。

注）※1 水質基準値は、原水に適用されません。

※2 広域水道の検査結果が基準値の5分の1（10ng/L）以下である場合、検査回数を1年に1回に軽減します。

※3 塩素消毒によって生成されるものであるため、原水では検査しません。

【別表2-1】 水質管理目標設定項目（4, 6, 7, 11は削除）

番号	分類	項目	単位	目標値 (*: 暫定値)	検査頻度 (回/年)			検査頻度備考
					給水栓	浄水	原水(※1)	
1	金属類	アンチモン及びその化合物	mg/L	0.02以下	1	1	1	水質基準項目の頻度に準じて行います。
2		ウラン及びその化合物	mg/L	0.002以下*	1	1	1	
3		ニッケル及びその化合物	mg/L	0.02以下	1	1	1	
5	有機物	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	1	1	1	
8		トルエン	mg/L	0.4以下	1	1	1	
9		7β-酸ジ(2-エチルヘキシル)	mg/L	0.08以下	1	1	1	
10	消毒剤 消毒副 生成物	亜塩素酸	mg/L	0.6以下	—	—	(※2)	二酸化塩素を使用しないため省略します。
12		二酸化塩素	mg/L	0.6以下	—	—		
13		ジクロロアセトトリル	mg/L	0.01以下*	1	1		水質基準項目の頻度に準じて行います。
14		抱水クロラール	mg/L	0.02以下*	1	1		
15	農薬類	農薬類		比の和として1	1 (※3)		—	散布時期を考慮して年1回行います。
16	消毒剤	残留塩素	mg/L	1.0以下	1	1	(※2)	水質基準項目の頻度に準じて行います。
17	無機物	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	10以上100以下	(※4)			
18	金属類	マンガン及びその化合物	mg/L	0.01以下	(※4)			
19	無機物	遊離炭酸	mg/L	20以下	1	1	1	
20	有機物	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.3以下	1	1	1	
21		メチル-t-ブチルエーテル	mg/L	0.02以下	1	1	1	
22		有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	mg/L	3.0以下	1	1	1	
23	その他	臭気強度(TON)		3以下	1	1	1	
24		蒸発残留物	mg/L	30以上200以下	(※4)			
25		濁度	度	1以下	(※4)			
26		pH値		7.5程度	(※4)			
27		腐食性(ランゲリア指数)		-1~0	1	1	1	
28		従属栄養細菌	個/mL	2,000以下*	1	1	1	
29	有機物	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	1	1	1	
30	金属類	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.1以下	(※4)			

検査は全て水道法第20条第3項の規定による検査機関に委託します。

注) ※1 水質基準値は、原水に適用されません。

※2 塩素消毒によって生成されるものであるため、原水では検査しません。

※3 農薬類は、対象農薬リストから集水域で使用される可能性のあるものを調査・選定し、水源ごとに浄水か給水栓のいずれかで検査します。

※4 水質基準項目に含まれるため省略します。

【別表2-2】 水質管理目標設定項目（農薬類21項目） 鶴岡市（水稻）

番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)	番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)
21	エトフェンブロックス	殺虫剤	0.08以下	73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	除草剤	0.02以下
23	オキサジクロメホン	除草剤	0.02以下	80	フェリムゾン	殺虫剤	0.05以下
39	クロタタロニル(TPN)	殺菌剤	0.05以下	84	フサライド	殺菌剤	0.1以下
49	シハロホップブチル	除草剤	0.006以下	85	ブタクロール	除草剤	0.03以下
51	ジメタメトリン	除草剤	0.02以下	89	ブレチラクロール	除草剤	0.05以下
53	シメトリン	除草剤	0.03以下	94	プロベナゾール	殺菌剤	0.03以下
55	ダイムロン	除草剤	0.8以下	95	プロモブチド	除草剤	0.1以下
57	チアジニル	殺菌剤	0.1以下	96	ベノミル	殺菌剤	0.02以下
62	テフリルトリオン	除草剤	0.002以下	97	ベンシクロン	殺菌剤	0.1以下
66	トリシクラゾール	殺菌剤	0.1以下	109	メタラキシル	殺菌剤	0.2以下
71	ピラクロニル	除草剤	0.01以下				

【別表2-3】 水質管理目標設定項目（農薬類33項目）鶴岡市（果樹、水稻）

番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)	番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)
1	1,3-ジクロロプロベン(D-D)	土壌薫蒸	0.06以下	66	トリシクラゾール	殺菌剤	0.1以下
11	アラクロール	除草剤	0.03以下	67	トリフルラリン	除草剤	0.06以下
12	イソキサチオン	殺虫剤	0.005以下	71	ピラクロニル	除草剤	0.01以下
21	エトフェンブロックス	殺虫剤	0.08以下	73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	除草剤	0.02以下
23	オキサジクロメホン	除草剤	0.02以下	78	フェニトロチオン(MEP)	殺虫剤	0.01以下
24	オキシ銅(有機銅)	殺菌剤	0.03以下	80	フェリムゾン	殺虫剤	0.05以下
39	クロロタロニル(TPN)	殺菌剤	0.05以下	84	フサライド	殺菌剤	0.1以下
47	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤	0.005以下	85	ブタクロール	除草剤	0.03以下
49	シハロホップブチル	除草剤	0.006以下	89	プレチラクロール	除草剤	0.05以下
51	ジメタメトリン	除草剤	0.02以下	94	プロベナゾール	殺菌剤	0.03以下
53	シメトリン	除草剤	0.03以下	95	プロモブチド	除草剤	0.1以下
55	ダイムロン	除草剤	0.8以下	96	ベノミル	殺菌剤	0.02以下
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	殺菌剤	0.01以下	97	ベンシクロン	殺菌剤	0.1以下
57	チアジニル	殺菌剤	0.1以下	101	ペンディメタリン	除草剤	0.3以下
58	チウラム	殺菌剤	0.02以下	106	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0.7以下
60	チオファネートメチル	殺菌剤	0.3以下	109	メタラキシル	殺菌剤	0.2以下
62	テフリルトリオン	除草剤	0.002以下				

【別表2-4】 水質管理目標設定項目（農薬類42項目）酒田市、庄内町

番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)	番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)
7	アセフェート	殺虫剤	0.006以下	67	トリフルラリン	除草剤	0.06以下
12	イソキサチオン	殺虫剤	0.005以下	69	バラコート	除草剤	0.01以下
15	イソプロチオラン(IPT)	殺菌剤 殺虫剤	0.3以下	71	ピラクロニル	除草剤	0.01以下
16	イブフェンカルバゾン	除草剤	0.002以下	73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	除草剤	0.02以下
18	イミノクタジン	殺菌剤	0.006以下	76	ピロキロン	殺菌剤	0.05以下
21	エトフェンブロックス	殺虫剤	0.08以下	77	フィブロニル	殺虫剤	0.0005以下
23	オキサジクロメホン	除草剤	0.02以下	78	フェニトロチオン(MEP)	殺虫剤	0.01以下
28	カルタップ	殺虫剤	0.05以下	80	フェリムゾン	殺虫剤	0.05以下
34	グリホサート	除草剤	2以下	84	フサライド	殺菌剤	0.1以下
35	グルホシネート	除草剤	0.02以下	85	ブタクロール	除草剤	0.03以下
39	クロロタロニル(TPN)	殺菌剤	0.05以下	86	バタミホス	除草剤	0.02以下
45	ジクワット	除草剤	0.01以下	88	フルアジナム	殺菌剤	0.03以下
49	シハロホップブチル	除草剤	0.006以下	89	プレチラクロール	除草剤	0.05以下
51	ジメタメトリン	除草剤	0.02以下	94	プロベナゾール	殺菌剤	0.03以下
54	ダイアジノン	殺虫剤	0.003以下	95	プロモブチド	除草剤	0.1以下
55	ダイムロン	除草剤	0.8以下	96	ベノミル	殺菌剤	0.02以下
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	殺菌剤	0.01以下	98	ベンゾビシクロン	除草剤	0.09以下
58	チウラム	殺菌剤	0.02以下	100	ペンタゾン	除草剤	0.2以下
60	チオファネートメチル	殺菌剤	0.3以下	101	ペンディメタリン	除草剤	0.3以下
62	テフリルトリオン	除草剤	0.002以下	105	ホスチアゼート	殺虫剤	0.005以下
66	トリシクラゾール	殺菌剤	0.1以下	109	メタラキシル	殺菌剤	0.2以下

【別表 3】 毎日検査項目（規則第 15 条第 1 項の第一号）

番号	項目	評価	検査頻度（回/日）		検査頻度備考
			給水栓		
1	色	異常でないこと	1		毎日 1 回行います。
2	濁り	異常でないこと	1		
3	消毒の効果（残留塩素濃度）	0.1mg/L以上	1		

検査は全て委託します。

【別表 4】 その他の項目

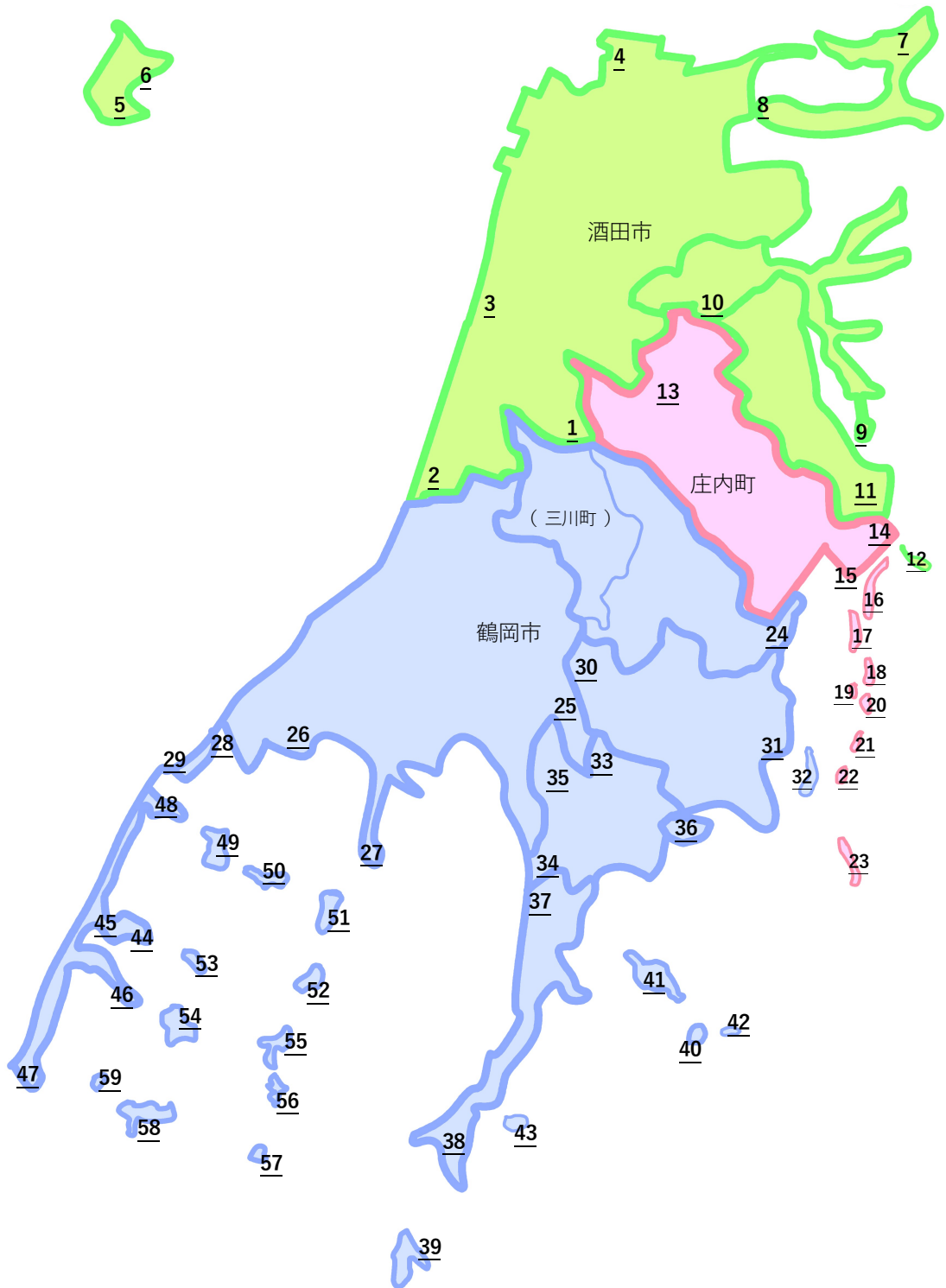
番号	分類	項目	評価	検査頻度（回/年）			検査頻度備考
				給水栓	浄水	原水	
1	クリプトスポリジウム 等対策	クリプトスポリジウム	検出されないこと（原水を除く）	—	—	1~4	過去に指標菌が検出された水源について、 年 1~4 回行うほか、必要に応じて検査します。 （※1）
2		ジアルジア	〃	—	—	1~4	
3		指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）	〃	—	—	1~12	

検査は全て委託します。

注）※1 ただし、冬季間（12~3月）は、積雪により試料採水が困難な水源を除いて検査します。

【 図1 】

定期検査地点位置図

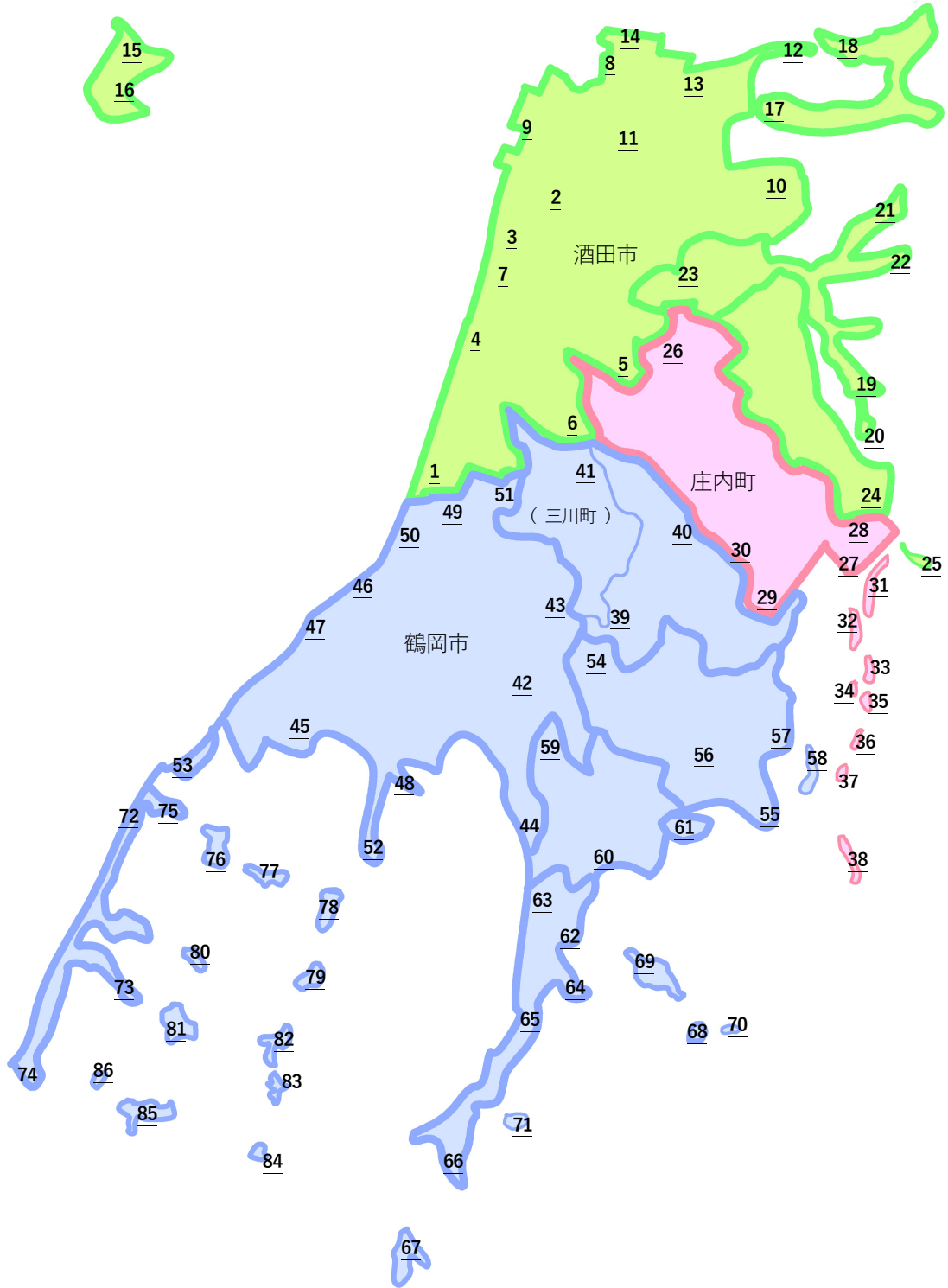


定期検査（水質基準、水質管理目標設定項目、原水検査）地点

【酒田地区】	【余目地区】	【鶴岡地区】	中台水源系(飲料水供給施設)
小牧 + 新山系	笠山系	高坂系	42 中台(原水・給水栓)
1 小牧浄水場(原水・浄水)	13 ガス供給所(給水栓)	25 鶴岡浄水場(浄水)	大平水源系(飲料水供給施設)
2 浜中(給水栓)	【立川地区】	26 中山(給水栓)	43 大平(原水・給水栓)
新山系	立川水源系	27 東目(給水栓)	【温海地区】
3 宮野浦(給水栓)	14 立川水源地(原水)	豊浦水源系	温海水源系
4 六ツ新田(給水栓)	15 清川(給水栓)	28 豊浦水源地(原水)	44 温海浄配水場(原水3)
【飛鳥地区】	立谷沢北部水源系	29 堅苔沢(給水栓)	45 湯温海(給水栓)
5 勝浦浄水場(原水)	16 立谷沢北部(原水)	【羽黒地区】	46 楨代(給水栓)
6 勝浦(給水栓)	生操沢(給水栓)	南部系	鼠ヶ関水源系
【八幡地区】	松肝水源系	30 押口(給水栓)	47 鼠ヶ関(原水・給水栓)
升田水源系	17 松肝(原水2)	手向高区系	五十川水源系
7 升田(原水)	肝煎(給水栓)	31 手向(給水栓)	48 五十川(原水・給水栓)
8 常禅寺(給水栓)	中村水源系	羽黒山水源系(飲料水供給施設)	山五十川水源系
【平田地区】	18 中村(原水・給水栓)	32 羽黒山水源地(原水)	49 山五十川(原水・給水栓)
平田第1系	鉢子水源系	羽黒山(給水栓)	戸沢水源系
9 小林(給水栓)	19 鉢子(原水・給水栓)	【楠引地区】	50 戸沢(原水・給水栓)
平田第2系	木ノ沢水源系	広域系	菅野代水源系
10 飛鳥(給水栓)	20 木ノ沢(原水・給水栓)	33 黒川(給水栓)	51 菅野代(原水・給水栓)
【松山地区】	科沢水源系	山添水源系	温海川水源系
松山系	21 科沢(原水・給水栓)	34 山添水源地(原水)	52 温海川(原水2・給水栓)
11 成興野(給水栓)	工藤沢水源系	35 上山添(給水栓)	一霞水源系
柏谷沢水源系	22 工藤沢(原水・給水栓)	たらのき代水源系	53 一霞(原水・給水栓)
12 柏谷沢水源(原水)	瀬場水源系	36 たらのき代(原水・給水栓)	小国水源系
戸沢村柏沢(給水栓)	23 瀬場(原水)	【朝日地区】	54 小国(原水2・給水栓)
	大中島(給水栓)	中入系	木野俣水源系
		37 熊出(給水栓)	55 木野俣(原水・給水栓)
	【藤島・三川地区】	上野山系	越沢水源系
	大口系	38 上田沢(給水栓)	56 越沢(原水・給水栓)
	24 添川(給水栓)	大鳥水源系	関川水源系
		39 大鳥(原水・給水栓)	57 関川(原水・給水栓)
		田麦俣水源系	小名部水源系
		40 田麦俣(原水・給水栓)	58 小名部(原水・給水栓)
		大網水源系	鍋倉水源系
		41 大網(原水・給水栓)	59 鍋倉(原水・給水栓)

【 図 2 】

毎日検査地点位置図



毎日検査（色、濁り、残留塩素濃度）地点

【酒田地区】	【余目地区】	【鶴岡地区】	【朝日地区】	【温海地区】
小牧浄水場 + 新山系	笠山系	高坂系	中入系	温海水源系
1 浜中	26 跡	42 のぞみ町	62 越中山	72 鈴(五十川)
2 ゆたか	【立川地区】	43 宝町	63 熊出	73 槇代
3 入船町	立川水源系	44 谷定	上野山系	鼠ヶ関水源系
4 十里塚	27 片倉	45 中山	64 下名川	74 鼠ヶ関
5 丸沼	28 清川	46 加茂	65 行沢	五十川水源系
6 福岡	29 三ヶ沢	47 由良	66 倉沢	75 五十川
新山系	30 千本杉	48 少連寺	大鳥水源系	山五十川水源系
7 宮野浦	立谷沢北部水源系	49 辻興屋	67 大鳥	76 山五十川
8 六ツ新田	31 生操沢	50 湯野浜	田麦俣水源系	戸沢水源系
9 古湊町	松肝水源系	51 茨新田	68 田麦俣	77 戸沢
10 大平	32 肝煎	52 東目	大網水源系	菅野代水源系
11 牧曽根	中村水源系	豊浦水源系	69 大網	78 菅野代
12 新出	33 中村	53 堅苔沢	中台水源系(飲料水)	温海川水源系
13 塚渕	鉢子水源系	【羽黒地区】	70 中台	79 温海川
14 千代田	34 鉢子	南部系	大平水源系(飲料水)	一霞水源系
【飛鳥地区】	木ノ沢水源系	54 押口	71 大平	80 一霞
15 法木	35 木ノ沢	55 中川代		小国水源系
16 中村	科沢水源系	手向高区系		81 小国
【八幡地区】	36 科沢	56 下川代		木野俣水源系
升田水源系	工藤沢水源系	57 手向		82 木野俣
17 常禅寺	37 工藤沢	羽黒山水源系(飲料水)		越沢水源系
18 下黒川	瀬場水源系	58 羽黒山		83 越沢
【平田地区】	38 大中島	【櫛引地区】		関川水源系
平田第1系		広域系		84 関川
19 山元	【藤島・三川地区】	59 下山添		小名部水源系
20 小林	大口系	山添水源系		85 小名部
21 北俣	39 砂塚	60 松根		鍋倉水源系
22 中野俣	40 須走	たらのき代水源系		86 鍋倉
平田第2系	41 土口	61 たらのき代		
23 石橋				
【松山地区】				
松山系				
24 成興野				
柏谷沢水源系				
25 柏沢(戸沢村)				

庄内広域水道企業団

〒999-7781

山形県東田川郡庄内町余目字滑石1番地1

TEL 0234-42-0179 FAX 0234-42-0180

ホームページ <https://www.shonai-suido.jp/>

水質検査に関するお問い合わせ

鶴岡事務所(鶴岡市・三川町の水質に関すること)

TEL 0235-23-7732 FAX 0235-22-9690

酒田事務所(酒田市・庄内町の水質に関すること)

TEL 0234-22-1812 FAX 0234-22-2701